



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 家畜改良増殖法に基づく臨時種畜検査の実施（畜産課）…………… 1
- 定期種畜検査の実施（畜産課）…………… 1
- 地域森林計画の案の縦覧（森林管理課）…………… 2
- 地域森林計画の変更案の縦覧・2件（森林管理課）…………… 2
- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課）…………… 3
- 収用委員会事項**
- 使用の裁決手続開始の決定・20件…………… 4

告 示

沖縄県告示第450号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、令和2年度臨時種畜検査を次のとおり実施する。

令和2年11月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時、場所等

区域	場所	期日
沖縄県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和2年12月1日から同月22日まで
沖縄県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和2年12月1日から同月22日まで
沖縄県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和2年12月1日から同月22日まで
沖縄県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和2年12月1日から同月22日まで

2 検査の対象となる種畜 牛・馬及び家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精を行うため独立行政法人家畜改良センター又は県が開設する施設において家畜人工授精の用に供される豚

沖縄県告示第451号

沖縄県種畜検査条例（昭和47年沖縄県条例第110号）第3条第1項の規定により、令和2年度定期種畜検査を次のとおり実施する。

令和2年11月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時、場所等

区域	場所	期日
----	----	----

沖縄県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和2年12月1日から同月22日まで
沖縄県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和2年12月1日から同月22日まで
沖縄県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和2年12月1日から同月22日まで
沖縄県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和2年12月1日から同月22日まで

2 検査の対象となる種畜 豚

沖縄県告示第452号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、沖縄中南部地域森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和2年11月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 森林計画区の名称 沖縄中南部地域森林計画区（那覇市一円、宜野湾市一円、浦添市一円、糸満市一円、沖縄市一円、豊見城市一円、うるま市一円、南城市一円、中頭郡一円並びに島尻郡のうち伊平屋村及び伊是名村を除く地域）
- 2 縦覧に供する書類の名称 沖縄中南部地域森林計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所
- 4 縦覧期間 令和2年11月10日から同年12月9日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課又は沖縄県南部林業事務所に提出すること。

沖縄県告示第453号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、沖縄北部地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

令和2年11月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 森林計画区の名称 沖縄北部地域森林計画区（名護市一円、国頭郡一円並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村）
- 2 縦覧に供する書類の名称 沖縄北部地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課
- 4 縦覧期間 令和2年11月10日から同年12月9日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課又は沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課に提出すること。

沖縄県告示第454号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、宮古八重山地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

令和2年11月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 森林計画区の名称 宮古八重山地域森林計画区（石垣市一円、宮古島市一円、宮古郡一円及び八重山郡

- 一円)
- 2 縦覧に供する書類の名称 宮古八重山地域森林計画変更計画書（案）
 - 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課
 - 4 縦覧期間 令和2年11月10日から同年12月9日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
 - 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課に提出すること。

沖縄県告示第455号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和2年11月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

変更前

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
那覇市沿岸加入区	那覇市沿岸漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 主として底魚一本釣漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業） 2 主としてひき縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業） 3 主としてまぐろはえ縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業） 4 主としてソデイカ旗流し漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業） 5 小型まぐろ漁業 （総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業） 6 小型底魚1本釣漁業 （総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う底魚一本釣漁業） 7 潜水器漁業 8 1から7までに掲げる漁業以外の漁業

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
那覇市沿岸加入区	那覇市沿岸漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 主として底魚一本釣漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業） 2 小型底魚1本釣漁業 （総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業） 3 主としてまぐろ一本釣漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行うまぐろ一本釣漁業） 4 主としてまぐろ一本釣漁業 （総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業） 5 主としてまぐろはえ縄漁業

	(総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業)
6	小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業)
7	主としてそでいか旗流し漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業)
8	主としてそでいか旗流し漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業)
9	潜水器漁業
10	1から9までに掲げる漁業以外の漁業

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第32号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・マクトリアスの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
うるま市字西原ブリク原	750番1	畑	55	55.00	55.00
うるま市字西原ブリク原	750番3	公衆用道路	112	112.00	112.00
うるま市字西原ブリク原	759番1	畑	51	51.00	51.00
うるま市字西原ブリク原	759番3	公衆用道路	46	46.00	46.00

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
屋宜同徳	西原町字棚原18番地コーポ18番206号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社琉球銀行	那覇市久茂地1丁目11番1号	根抵当権 平成20年9月22日受付第14496号

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第33号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するトリイ通信施設の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
読谷村字楚辺字東	64番	ため池	269	269.11	269.11
読谷村字楚辺字西	248番	ため池	307	307.05	307.05
読谷村字楚辺字西	276番	ため池	208	208.12	208.12
読谷村字楚辺西前原	516番	雑種地	421	421.31	421.31
読谷村字楚辺東前原	598番	雑種地	853	853.04	853.04
読谷村字楚辺後原	1238番	宅地	685.43	685.43	685.43

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
比嘉豊光	読谷村字都屋431番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第34号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するトリイ通信施設の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
読谷村字大湾糸蒲原	814番	畑	788	788.33	788.33

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
喜友名一郎	北中城村字ライカム484番地トクレアライカムスカイテラス901

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社沖縄銀行	那覇市久茂地3丁目10番1号	根抵当権 平成23年8月1日受付第14649号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第35号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
宜野湾市字安仁屋前原	575番	田	125	125.49	125.49
宜野湾市字安仁屋前原	576番	田	169	169.42	169.42
宜野湾市字安仁屋前原	577番	田	159	159.14	159.14
宜野湾市字安仁屋前原	614番	田	541	541.55	541.55
宜野湾市字新城下原	668番	原野	304	304.32	304.32

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
佐喜眞道夫	宜野湾市新城二丁目9番16号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第36号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
宜野湾市字喜友名下原	1352番1	宅地	263.16	263.16	263.16

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
株式会社K I コーポレーション	沖縄市園田三丁目7番28号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
コザ信用金庫	沖縄市上地二丁目10番1号	根抵当権 平成22年1月18日受付第816号
コザ信用金庫	沖縄市上地二丁目10番1号	抵当権 平成23年8月1日受付第14646号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第37号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
北中城村字比嘉西原	729番1	山林	1,210	1,210.92	1,210.92

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
株式会社K I 興産	沖縄市園田三丁目11番48号1F	3分の1
株式会社新満興産	沖縄市園田三丁目8番13号	3分の1
株式会社希不動産	沖縄市園田三丁目7番28号	3分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
コザ信用金庫	沖縄市上地二丁目10番1号	根抵当権 平成30年5月10日受付第8464号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第38号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するホワイト・ビーチ地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
うるま市勝連内間仲間屋	2433番1	原野	372	372.38	372.38
うるま市勝連内間仲間屋	2433番3	原野	9.04	9.04	9.04

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
屋宜智	うるま市字西原753番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第39号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するホワイト・ビーチ地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
うるま市勝連平敷屋堀土	973番	雑種地	56	56.00	56.00

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
城間勝	那覇市曙2丁目27番9号	500分の466
比嘉宏	与那原町字東浜102番地の2テラス華503	500分の2

伊波義安	うるま市字宮里352番地4	500分の1
大塚穂	愛知県名古屋市長区大高町字丸根36番地の1パレスヤマグチ201号	500分の1
大野木章	福岡県中間市深坂一丁目11番13号	500分の1
小野芳央	恩納村字恩納6486番地3	500分の1
田中宏之	名護市東江五丁目18番7-409号ウィンベル沖縄名護コーラルビュー	500分の1
服部邦子	愛知県名古屋市長区鳴海町字石堀山61番地	500分の1
間島孝彦	名護市字伊差川296番地シャトレ大堂403号	500分の1
宮平光一	北中城村字安谷屋1361番地	500分の1
森根昇	うるま市与那城屋慶名2060番地	500分の1
柳田さえ子	愛知県名古屋市長区鳴海町字石堀山13番地の1タウン石堀山9棟107号	500分の1
鐘ヶ江晴彦	名護市東江五丁目18番7-409号ウィンベル沖縄名護コーラルビュー	500分の1
山下英一	愛知県江南市古知野町大塔36番地	500分の1
山下律子	愛知県江南市古知野町大塔36番地	500分の1
西岡信之	大阪府大阪市都島区都島南通2丁目1番1-603号	500分の1
大城裕子	那覇市首里石嶺町2丁目127番地石嶺市営住宅A5-402	500分の1
玉城智子	糸満市字座波591番地の1	500分の1
碩健一郎	京都府八幡市男山美桜3番地18	500分の1
大野廣美	長崎県雲仙市国見町多比良丙283番地1	500分の1
長嶺律雄	那覇市宇栄原3丁目33番32号	500分の1
久保礼子	那覇市泉崎2丁目22番地1ファミリー泉崎ハーバービュー1101	500分の1
佐々木弘文	京都府亀岡市西別院町大槻並中尾谷10番地	500分の1
玄番真紀子	徳島県那賀郡那賀町木頭北川字前浦51番地	500分の1
増井玲子	福岡県福津市津丸983番地の11	500分の1
大森進	東京都福生市大字熊川635番地6	500分の1
窪田聡子	埼玉県さいたま市桜区西堀1丁目8番17号	500分の1
久保聡	千葉県印西市小林大門下二丁目3番地2	500分の1
島袋峯子	東京都八王子市めじろ台一丁目60番地6	500分の1
中村利也	東京都東久留米市下里七丁目8番1-505号	500分の1
平田一郎	東京都三鷹市下連雀四丁目3番9号第1リハイム107	500分の1

深沢一夫	神奈川県横浜市神奈川区大口通83番地の2大口ハウス107号室	500分の1
宮崎史朗	大阪府大阪市城東区成育4丁目2番15号	500分の1
登記名義人亡宮城節子法定相続人と那城直子	沖縄市海邦一丁目16番6号	500分の1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第40号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する那覇港湾施設の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
那覇市住吉町三丁目	72番	宅地	113.04	113.04	113.04

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
儀間則男	那覇市字安謝240番地6

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第41号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する那覇港湾施設の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
那覇市住吉町三丁目	328番	宅地	149.73	149.73	149.73

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
我那覇生吉	那覇市若狭3丁目31番9号	5分の1
我那覇生二	神奈川県横浜市南区六ツ川二丁目75番地の28グリーンヒル弘明寺307号	5分の1
又吉正子	那覇市宇栄原4丁目16番1-1108号宇栄原市営住宅6	5分の1
我那覇生昌	東京都小平市小川東町2608番地ドミール萩山207号	5分の1
垣花キヨ子	豊見城市宇根差部248番地	5分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第42号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
沖縄市字山内大迫原	1025番1	山林	778	778.11	778.11

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
亀谷正子	うるま市字赤道972番地57

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社琉球銀行	那覇市久茂地1丁目11番1号	根抵当権 平成20年7月31日受付第11810号
沖縄電力株式会社	浦添市牧港五丁目2番1号	一時使用权

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第43号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第14

0号) 第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
沖縄市字山内西原	1292番	畑	1,505	1,505.11	1,505.11

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
牧志治	沖縄市山内二丁目21番15号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第44号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
沖縄市字山内石迫原	1536番8	畑	75	75.50	75.50

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
岩崎なをみ	東京都稲城市長峰2丁目26番地303号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第45号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
嘉手納町字水釜金壇子原	59番	畑	953	953.49	953.49
嘉手納町字水釜金壇子原	67番	宅地	586.97	586.97	586.97
嘉手納町字野国後原	294番	宅地	368.13	368.13	368.13

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
沢岷安典	嘉手納町字水釜562番地2

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第46号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
嘉手納町字国直下国直原	803番	墓地	81	81.53	81.53

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
富本敏郎	沖縄市中央一丁目20番12号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第47号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、

次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
嘉手納町字屋良屋良原	156番	畑	456	456.45	456.45
嘉手納町字屋良崎間作原	1191番	山林	160	160.50	160.50

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
小多宏子	東京都西東京市富士町一丁目8番12-302号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第48号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
嘉手納町字野里村内原	116番2	宅地	695.01	695.01	695.01

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
神田雪枝	浦添市前田一丁目17番6-201号スカイコーラル前田

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第49号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、

次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
嘉手納町字野里大城原	514番	畑	1,866	1,866.10	1,866.10

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
知念勝	中城村字久場503番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第50号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
嘉手納町字野里前原	1038番	墓地	167	167.49	167.49

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
神田雪枝	浦添市前田一丁目17番6-201号スカイコーラル前田	2分の1
松島勉	うるま市字喜屋武325番地3	2分の1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第51号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、

次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
北谷町字上勢頭平安山伊森原	1070番	墓地	105	105.51	105.51
北谷町字下勢頭下勢頭原	400番2	墓地	60	60.93	60.93

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
喜友名一郎	北中城村字ライカム484番地トクレアライカムスカイテラス901

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄県農業協同組合	那覇市壺川2丁目9番地1	抵当権 平成11年12月15日受付第19563号 平成27年10月9日受付第18586号
株式会社琉球銀行	那覇市久茂地1丁目11番1号	根抵当権 平成12年3月8日受付第4595号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--